

(案)

南あわじ市子ども・子育て会議の公開に関する申し合わせ事項

H25. 11. 26

1. 委員の公開

『南あわじ市子ども・子育て会議条例第3条による区分、委員の所属団体等、氏名を公開します。』

2. 会議の傍聴

『原則、傍聴できるものとします。』

南あわじ市子ども・子育て会議傍聴要領により、審議状況を明らかにするとともに、市民の子ども・子育て支援への関心を高め、子育てを支える地域の輪を広げていくため、委員が自由闊達な発言ができる環境を損なわない範囲で傍聴できるものとします。

3. 会議記録の公開

『議事概要を公開します。』

傍聴を認めているため、議事録は作成しません。ただし、審議経過（進行状況や意見要旨など）が分かるよう会議の概略記録を作成し、公開します。

4. 会議資料の公開

『原則、公開します。』

南あわじ市子ども・子育て会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南あわじ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 子ども・子育て会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所を申請し、会長の許可を受けなければならない。

2 子ども・子育て会議開会の当日に、会場にて開会予定時刻30分前から先着順に受付けるものとする。

3 傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴章の交付を受けて傍聴し、傍聴を終えて退場するときは傍聴章を返却しなければならない。

4 傍聴章は、交付当日に限り有効とする。

(傍聴人の定員)

第3条 子ども・子育て会議の傍聴席の定員は10人とする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) はち巻き、腕章又はゼッケンを着用し、若しくは旗又はのぼり等を掲出している者

(4) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の順守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れたり、不体裁な行為をしたりしないこと。

(2) 子ども・子育て会議での言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(3) 携帯電話等を持っている場合は、スイッチを切るなど呼び出し音が鳴らないようにすること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような言動をしないこと。

(撮影等の禁止)

第6条 傍聴人は、子ども・子育て会議において、写真撮影、録画、録音、通信等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、子ども・子育て会議が非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年11月26日から施行する。

傍聴整理簿

第 回南あわじ市子ども・子育て会議

平成 年 月 日

定員 10人

番号	氏名	住所	章の返却
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(傍聴章)

南あわじ市子ども・子育て会議

傍聴章

平成 年 月 日 No.